

社会福祉法人 しののめ福祉会  
役員報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 しののめ福祉会の役員報酬及び旅費について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会等の出席)

第 3 条 1 役員が理事会に出席した時

2 役員が評議員会に出席した時

3 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった時

4 監事が法人及び施設の指導監査への立合いの時

(役員報酬)

第 4 条 その額は 5,000 円 (税込) とする。

(出張旅費)

第 5 条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費を支給することができる。

2 旅費は、法人の職員の「出張旅費規程」に準じて支給する。

(改正)

第 6 条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1、この規程は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

1、この規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

1、この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

1、この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

1、この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人 しなのめ福祉会  
評議員報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 しなのめ福祉会の評議員の報酬について定めるものである。

(評議員会の出席)

第 2 条 評議員が評議員会に出席した時

(評議員の報酬)

第 3 条 その額は 5,000 円 (税込) とする。

(改正)

第 4 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1、この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人 しなのめ福祉会  
第三者委員報酬等に関する規程

(第三者委員の報酬)

第三者委員が相談又は理事会に出席した時は報酬を支払うことが出来る。  
その額は5,000円(税込)とする。

附 則

1、この規程は平成28年4月1日から施行する。